



平成 29 年 12 月 15 日

各 位

会 社 名 新都ホールディングス株式会社
(JASDAQ・コード番号：2776)
代表者名 代表取締役社長 鄧 明輝
問合せ先 取締役 半田 紗弥
電 話 03-6659-5141

(開示事項の経過) 当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 12 月 14 日に、東京地方裁判所から判決の送達を受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日
東京地方裁判所 平成 28 年 8 月 22 日
2. 訴訟を提起した者
 - (1) 名称 : 株式会社スーツ
 - (2) 所在地 : 東京都渋谷区上原二丁目 31 番 5 号
 - (3) 代表者の役職・氏名 : 代表取締役 小松 裕介
3. 訴訟の内容及び請求金額
 - (1) 訴訟の内容 : コンサルティング費用請求
 - (2) 請求金額 : 5,400,000 円及びこれに対する遅延損害金
4. 訴訟の原因及び提起に至った経緯
当社は、原告より、コンサルティング業務の委託及び業務の提供に伴う費用の不払いによる訴訟を提起されたものであります。当社としては、原告の請求には理由がないものと判断しております。
5. 訴訟の判決があった裁判所・年月日及び判決の内容
東京地方裁判所 平成 29 年 12 月 14 日
 - (1) 被告は、原告に対し、270 万円及びこれに対する平成 28 年 9 月 22 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払うこと。
 - (2) 原告のその余の請求を棄却する。
 - (3) 訴訟費用はこれを 2 分し、その 1 を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
 - (4) この判決は、第 1 項に限り、仮に執行することができる。
6. 今後の見通し
当社はこの判決に不服であり即日控訴いたしました。今後の対応につきましても適切に対

応してまいります。

尚、当社の業績に与える影響につきましては、判明し次第、必要に応じて適時開示を行ってまいります。

以上